

国会における臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律 に関する主な質疑について

(※ 衆議院本会議及び参議院本会議における中間報告より抜粋)

○親族への優先提供について

- ・公平性の確保という臓器移植法の基本理念に反するのではないかとの意見に対しては、臓器移植を待っている身内の方がいる場合、その身内に臓器を提供したいという気持ちにも配慮すべきとの観点から、その範囲を親子と配偶者に限定しつつ、親族への優先提供を認めることとしたとの答弁。(5 ページ参照)

○小児からの臓器提供について

- ・虐待を受けて脳死となった児童からの臓器摘出を防ぐ手だてをどうするのかとの質疑に対し、主治医による診察等である程度の防止が図られるが、外部機関への委託等を含めた検査の仕組みも考えられるとの答弁。(5 ページ参照)

○意思不明者からの臓器提供について

- ・本人の生前の意思が不明であっても家族の承諾で臓器移植を可能とすることとした理由は何かとの質疑に対し、身近な家族が本人の意思をそんたくすることが本人の意思の尊重につながるものであり、諸外国の立法例でも多くの国が家族の承諾で臓器移植を可能としていることから、そのような仕組みにしたとの答弁。(5 ページ参照)
- ・本人の意思が不明の場合に遺族の承諾による臓器提供を認めるのはなぜかとの質疑に対しては、臓器提供数が少ない状況で海外渡航移植や生体間移植が行われているという現状がある一方で、最近の世論調査の結果等から、家族の承諾で脳死判定、臓器移植ができるということについて国民の理解が広がっていると考えられるとの答弁。

(10 ページ参照)

○脳死を人の死とすることについて

- ・脳死を人の死とすることに社会的合意ができているのかとの質疑に対して、平成四年の脳死臨調の最終答申において、脳死を人の死とすることについてはおおむね合意が得られており、新聞社の世論調査の結果においても、脳死を人の死と判定してよいとの回答が約六割に達しているとの答弁。(4 ページ参照)

- ・「脳死した者の身体」を定義した条文を改正して脳死を人の死と法律で規定しているのではないかとの指摘に対し、法的脳死判定は臓器移植を行う場合に限定されており、法的脳死判定については本人または家族が拒否できる仕組みとなっているとの答弁。

(4～5 ページ参照)

- ・ 第六条第二項の脳死した者の身体の定義において、「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であって」との文言を削除したのはなぜかとの質疑に対し、脳死は人の死であることについておおむね社会的に受容されているとする脳死臨調の最終答申や近年のアンケート調査の結果を踏まえ、脳死は一般に人の死であるとの考え方を前提に、この考え方によりふさわしい表現となるよう文言を削除したとの答弁。(10 ページ参照)

○その他の事項について (10 ページ参照)

- ・ 第六条第二項の脳死した者の身体の定義の変更が実際に臓器移植にかかわる家族に与える影響
- ・ 子どもの意思表示と親の代諾について子どもの年齢に応じたきめ細やかな対応が図られる必要性
- ・ 被虐待児からの臓器提供を防止する方策
- ・ 長期脳死事例に対する認識
- ・ 臓器提供者の家族に対する心のケアの重要性
- ・ 臓器移植に関して知的障害者等の権利が侵害されないようにすることの重要性
- ・ 生体移植に関する法整備の必要性

等

官報

号外

平成二十一年六月九日

○第百七十一回 衆議院會議録 第三十七号

平成二十一年六月九日(火曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

厚生労働委員会において審査中の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出)、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、石井啓一君外一名提出)、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)及び臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出)の四案につき委員長の中間報告を求めるの動議(谷公一君提出)

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出)、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、石井啓一君外一名提出)、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)及び臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出)の四案につき委員長の中間報告を求めるの動議(谷公一君提出)

平成二十一年六月九日 衆議院會議録第三十七号

田誠一君外二名提出)及び臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出)についての厚生労働委員長の中間報告

厚生労働委員長の中間報告に關連する中山太郎君、石井啓一君、阿部知子君及び根本匠君の発言

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○谷公一君 中間報告を求める動議を提出いたします。

この際、厚生労働委員会において審査中の第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(いわゆるA案、第百六十四回国会、石井啓一君外一名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(いわゆるB案、第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(いわゆるC案)及び根本匠君外六名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出)の四案について委員長(河野洋平君)の中間報告を求められ、谷公一君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、動議のとおり決まりました。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出)、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、石井啓一君外一名提出)、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)及び臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出)の四案につき委員長の中間報告を求めるの動議(谷公一君提出)

器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出)についての厚生労働委員長の中間報告

○議長(河野洋平君) 第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、第百六十四回国会、石井啓一君外一名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、根本匠君外六名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、右四案について厚生労働委員長の中間報告を求めます。厚生労働委員長田村憲久君。

(田村憲久君登壇)

○田村憲久君 ただいま、院議によりまして、中山太郎君外五名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、石井啓一君外一名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、金田誠一君外二名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び根本匠君外六名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案の各案について、厚生労働委員会における審査の中間報告を求めましたので、御報告申し上げます。

最初に、各案の主な内容について御説明申し上げます。

まず、中山君提出案についてであります。中山君提出案は、移植のための臓器摘出及び脳死判定に係る要件について、本人の生前の臓器の提供等の意思が不明の場合に、遺族等が書面によ

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出)、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、石井啓一君外一名提出)、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)及び臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出)の四案につき委員長の中間報告を求めるの動議(谷公一君提出)

第一に、移植のための臓器摘出の要件について、本人が生前に書面によって臓器の提供意思を

表示している場合に加え、本人が書面によつて機器の提供を拒否する意思を表示している以外の場合であつて、遺族が書面により承諾している場合とすること、

第二に、本人が臓器提供の意思を表示する場合において、親族に対して優先的に臓器を提供する意思を表示することができること等であります。

石井君提出案は、移植のための臓器の提供及び脳死判定に従う意思について、十二歳以上の者が意思表示を行うことができる等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、死亡した者が生存中、移植のために臓器を提供する意思を十二歳に達した後に書面により表示した場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が拒まないとときまたは遺族がないときは、医師は、臓器を死体から摘出することができることをすること。

第二に、本人が臓器提供の意思を表示する場合において、親族に対して優先的に臓器を提供する意思を表示することができること等であります。

金田君提出案は、臓器等の移植が、人權の保障等に重大な影響を与える可能性があることにかん

竊器の移藏に關する法律の一部を改正する法律案(第三百六十四回會合) 山本太郎外五名提出、鐵器の移藏に關する法律の一部を改正する法律案(第三百六十八回會合) 金田誠一君外二名提出、及び竊器の移藏に關する法律の一部を改正する法律案(第三百六十八回會合) 堀江正雄君外三名提出、及び竊器の移藏に關する法律の一部を改正する法律案(第三百六十八回會合) 金田誠一君外二名提出、及び竊器の移藏に關する法律の一部を改正する法律案(第三百六十八回會合) 堀江正雄君外三名提出、及び竊器の移藏に關する法律の一部を改正する法律案(第三百六十八回會合) 堀江正雄君外三名提出、及び竊器の移藏に關する法律の一部を改正する法律案(第三百六十八回會合)

がみ、脳死の定義を改正し、脳死判定を開始することができるとともに、組織移植の要件を明記するとともに、組織移植及び生体からの臓器移植の規制を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、脳死の定義を「脳幹を含む脳全体のすべての機能が不可逆的に喪失すること」に改めること。

第二に、組織の移植については、脳死を除き、死亡した者が生存中に、組織を提供する意思を書面により表示している場合であつて、遺族がこれを拒まないとき等にできるものとする。

第三に、生体の臓器移植については、移植対象

者の配偶者または二親等以内の血族が臓器を提供する意思を書面により表示している場合であつて、所費の基準を満たした病院等が承認するとき、にできるものとすること、

第四に、子供についての臓器等の移植については、専門家その他広く国民の意見を求めつつ検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。

等であります。

最後に、根本君提案についてであります。

根本君提出案は、小児の臓器移植を可能とするため、十五歳未満の者について、その死体からの臓器の摘出及び脳死判定に係る要件を新たに設ける等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、十五歳未満の者について、本人が臓器の提供を拒否していない場合であつて、遺族がこれを書面により承諾し、かつ、臓器の摘出等が行

た疑いがあること等の移植医療の適正を害するおそれのある事実がない旨の確認がされている場合、医師は、臓器を摘出することができるものとする。

第二に、この法律の施行後三年を目途として、施行状況を助案し、臓器移植全般について検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるべきものとする。

等であります。

次に、審査経過の概要について申し上げます。

回國會に提出され、第百六十六回國會の平成十九年六月二十日に提出者中山太郎君及び青藤鉄夫君からそれぞれ提案理由の説明を聴取しました。また、金田君提出案は、第百六十八回國會に提出され、第百六十九回國會の平成二十年五月九日に提出者阿部知子君から提案理由の説明を聴取しました。

これら三案については、第百六十六回国会から今国会まで、本委員会のもとに設置されました臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会において、参考人からの意見聴取及び質疑等が行われてきました。

小委員会におきましては、医療界、法曹界、宗教界の方々のほか、移植を受けられた方、御家族の臓器を提供された方、お子様が長期の脳死状態となった方、さらには、世界保健機関の移植医療の担当者といった幅広い分野の方々を参考人としてお招きし、我が国における移植医療の現状、移

植医療の評価、小児患者への移植に関する諸問題

題、臓器提供の意思表示年齢引き下げの是非、被虐待児からの臓器の摘出の防止策、脳死を人の死とする社会的合意の有無、親族に対する優先提供の是非、移植ツーリズムの削減に向けた国際的動向等に関して、さまざまな御意見を伺いました。

本委員会におきましては、今国会の平成二十一年五月二十二日に三ツ、林小委員長から小委員会における審査の経過及び論点等の中間報告を聴取いたしました。その内容につきましては、お手元の配付資料を御参照ください。また、同日、今国会に提出された根本君提出案について、提出者根本君から提案理由の説明を聴取しました。その後、五月二十七日及び六月五日に、各案について、提出者及び政府に対する質疑を行うとともに、五日については委員からの発言が行われました。

次に、各案についての質疑の概要について申し上げます。

中山君提出案についてでありますが、脳死を人の死とすることに社会的合意ができているのかとの質疑に対しては、平成四年の脳死臨調の最終答申において、脳死を人の死とすることについてはおおむね合意が得られており、新聞社の世論調査の結果においても、脳死を人の死と判定してよいとの回答が約六割に達しているとの答弁がありました。

また、中山君提案案では、「脳死した者の身体」を定義した条文を改正して脳死を人の死と法律で規定しているのではないかとこの指摘に対しては、

法的脳死判定は臓器移植を行う場合に限定されており、法的脳死判定については本人または家族が拒否できる仕組みとなつてゐるとの答弁がありました。

さらに、本人の生前の意思が不明であつても家族の承諾で臓器移植を可能とすることとした理由は何かとの質疑に対しては、身近な家族が本人の意思をそんたくすることが本人の意思の尊重につながるものであり、諸外国の立法例でも多くの国が家族の承諾で臓器移植を可能としていることから、そのような仕組みにしたとの答弁がありました。

虐待を受けて脳死となつた児童からの臓器摘出を防ぐ手だてをどうするのかとの質疑に対しては、主治医による診察等である程度の防止が図られるが、外部機関への委託等を含めた検査の仕組みも考えられるとの答弁がありました。

法改正による脳死下での臓器移植数の増加見込みについては、ある専門家の個人的な意見として、年間七十から百五十例程度の移植数になるとの見解を示しつつ、待機患者にとつて希望が持てる効果があるものになると考えているとの答弁がありました。

臓器提供の意思表示に係る親族への優先提供について、公平性の確保という臓器移植法の基本理念に反するのではないかと意見に対しては、臓器移植を待つてゐる身内の方がいる場合、その身内に臓器を提供したいという気持ちにも配慮すべきとの観点から、その範囲を親子と配偶者に限定しつつ、親族への優先提供を認めることとしたとの答弁がありました。

次に、石井君提出案についてですが、世界保健機関における移植ツーリズムの削減要請についてどう対応するのかとの質疑に対しては、内閣府の世論調査では、脳死下で臓器提供をしてもよいと考える者は約四割に達しており、これらの者の意思をできる限り生かす取り組みが必要であり、臓器移植に関する教育や普及啓発を図つて移植を進める条件整備が必要と考えているとの答弁がありました。

また、条件が整えばさらなる年齢の引き下げ等が考えられるとの答弁がありました。また、十二歳になれば臓器提供や脳死という状態が判断できるとする根拠は何かとの質疑に対しては、中学校に上がる程度の年齢になれば、臓器提供について自己決定できる子供もいると考えており、あくまで臓器提供の意思表示をできる年齢を十二歳以上にして、臓器移植の道を開くこととしたとの答弁がありました。

臓器移植数の増加の見込みについては、十五歳以上の者は、移行性の高い運転免許証等に意思表示欄を設ける等の普及啓発を通じて増加するのではないかと、また、十五歳未満の者については、本案により十二歳に引き下げておれば増加はしないであろうが、教育や普及啓発により徐々にふえていくことを期待するとの答弁がありました。

次に、金田君提出案についてですが、現行の脳死判定基準に脳血流の停止を加えることとしているが、脳血流の停止を確認した後でも小児における長期脳死例があるのではないかと質疑に対しては、脳血流停止の確認後においても長期生存例は存在するが、脳死判定基準の適正化に向

けた取り組みは必要であるとの答弁がありました。

また、無呼吸テストを含めた現行の法的脳死判定基準に沿つた判定を経た長期脳死例の文獻があるのかとの質疑に対しては、無呼吸テストを含めた三回の法的脳死判定基準に沿つた判定が行われた事例での長期生存例が紹介されました。

臓器移植法の運用に関するガイドラインで規定されている組織の摘出や生体からの臓器摘出についてのルールを法律事項とした理由は何かと質疑に対しては、別則のないガイドラインでは、これらが遵守されない場合があること、生体からの臓器摘出の透明性、公平性の確保が世界保健機関の策定予定の指針に沿つたものであることから法律事項としたとの答弁がありました。

脳死判定基準を厳格化することで移植数が現行より減少するのではないかと質疑に対しては、基準の厳格化で、むしろ脳死判定の透明性、公平性が確保され、国民の臓器移植に対する理解が進み、移植数が増加するとの答弁がありました。

次に、根本君提出案についてですが、脳死を人の死としないまま十五歳未満の子供の脳死判定や臓器提供について親に承諾を求めることは矛盾しているのではないかと、また、親に重い決断を迫ることになるのではないかと質疑に対しては、脳死を人の死とする社会的合意がない中で、本人の崇高な意思表示により脳死下での臓器提供を認める現行制度の枠組みを崩さず、子供の人格形成にかかわつてきた親が意思を代弁する仕組みを設けるものであるとの答弁があり、また、親が子供の脳死判定の承諾に当たり悩むことになる

が、中山君提出案でも同様の事態が生じるとの答弁がありました。

さらに、臓器移植に係る要件を十五歳で区分することの根拠、国民がその説明を理解できるかとの質疑に対しては、民法上の遺言可能年齢を参考にして現行制度の枠組みを踏襲しているとの答弁がありました。

虐待を受けた児童からの臓器摘出を防ぐ手だてについては、児童虐待防止法に基づく虐待防止の手引のチェックリストによる確認等を想定しているとの答弁がありました。

また、病院等に設けられる第三者委員会の構成はどうなるのかとの質疑に対しては、主治医、判定医以外の医療従事者や弁護士等が想定されるとの答弁がありました。

臓器提供に際しての親族への優先提供を設けない理由は何かとの質疑に対しては、現行法の基本理念である移植機会の公平性の確保に反するためとの答弁がありました。

臓器移植数の増加見込みについては、数値で答えることは困難であるが、新たに道が開かれる十五歳未満の者について、急激な移植数の増加は見込まれないと考えており、十五歳以上の者を含め、移行性の高い運転免許証等に意思表示欄を設ける等の普及啓発を通じてふえていくことを期待するとの答弁がありました。

また、政府に対しては、小児の救急医療体制、特に重症患者のための小児集中治療室を整備する必要性、また、ドナーカード等による臓器の提供意思の表示機会の拡充や臓器移植に関する国民の理解を深める必要性、さらには、小児の臓器移植

平成二十一年六月九日 衆議院会議録第三十七号

厚生労働委員長の中間報告に関連する中山太郎君、石井啓一君、阿部知子君及び根本匠君の発言

四

について道が開かれた場合の小児科医を初めとする医療現場に対する支援の方策等について質疑が行われました。

なお、六月五日には、各案について、各委員の発言の場がありました。各案に対する賛否の表明のほか、人の生死にかかわる臓器移植の問題についてはすべての議員が議論して判断すべきとの意見、現行法の成立から十二年が経過していることから今国会において結論を出すのが国会の責務であるとの意見、臓器移植に関するさまざまな課題を整理するために慎重審議を求める意見など、さまざまな意見が表明されました。

最後に一言申し上げますが、現行の臓器移植法では、法施行後、三年を目途に検討することとされながら、既に十一年余りが経過しております。この間、四つの改正案が提出され、厚生労働委員会におきましては、真剣な議論が行われてまいりましたが、結論をまとめるに至っておりません。しかしながら、これ以上の放置は立法府として許されません。今国会で何らかの結論を出すことが、我々本院議員に与えられた責務であると考えているところであります。

また、臓器移植をめぐる問題は、個々人の倫理観等が問われるものであり、議員各位の慎重な判断が求められていることを付言させていただきます。以上をもちまして、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案の各案についての中間報告といたします。(拍手)

厚生労働委員長の中間報告に関連する中山太郎君、石井啓一君、阿部知子君及び根本匠君の発言

○議長(河野洋平君) ただいまの厚生労働委員長の中間報告に関連して、四案について、それぞれ発言を求められております。順次これを許します。中山太郎君。

(中山太郎君登壇)

○中山太郎君 A案提出者の中山太郎でございます。臓器移植に関しまして、現行の臓器移植法が成立してから、はや十一年余りが経過して、現在に至っております。そのため、臓器移植を受けなければ助からない多くの患者たち、とりわけ、国内で移植を受けられない小児の患者が海外に渡って移植を受ける状態が続き、今日まで、総数百二名に上っております。今後は、昨年五月にイスタンブールで行われました国際移植学会において、移植ツーリズム、また、海外における移植というもののために渡航するということは国際的に認められないということが決定されました。これがWHOに報告されている状況でございます。

私たちが提案いたしました改正案は、国際的にほとんどの国で認められており、本人意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器移植を可能にするものであり、これによって小児の臓器移植の道も開かれることとなります。

一方で、脳死を受け入れられない家族が拒否する道もきちんと開かれております。

家族が臓器移植を承諾し、第一回目の法的脳死判定により脳死であると判定された後、その後の

第二回目の法的脳死判定の際に家族が臓器提供を拒否した場合には、たとえ脳死と判定されておりましても臓器移植を行うことはできません。その場合、その患者は医療保険によって治療を引き続き受けることとなります。

現在、A、B、C、Dの各案が議論されております。私どものA案に対してさまざまな意見がございます。

私は、今日の日本の脳・循環器系の、権威のある、最高機関である国立循環器病センターの橋本信夫総長から要請を預かってまいりましたが、それをこの機会に本会議の議場を通じて国民の皆様方にお知らせをしたいと思います。

なお、橋本先生は、センター総長に就任される前は京都大学医学部の脳神経外科教授で、最も多く脳死を診断される立場にあつた方です。

「脳死議論に関する問題点」これが表題でございますが、平成二十一年六月二日、国立循環器病センター総長橋本信夫で書かれております。

臓器移植法に関連して、脳死をめぐる議論が混乱をしている。脳死という言葉の意味するところが、時と場合と死者によって異なっていることに原因があると考える。すなわち、脳死状態と、臨床的脳死と、法的脳死判定で診断された脳死の三者が、混同してあるいはすりかえられて脳死として議論されているのが現状である。

臓器を提供するときだけ脳死が人の死であるという現在の臓器移植法のもとでのダブルスタンダードの死の定義にも混乱の原因があるが、この場合の脳死は、あくまでも法的脳死判定をされた

後の脳死である。

現在の臓器移植法あるいはAからD案のどれにおきましても、臨床的脳死は法的に死ではありません。したがって、治療が中断されたり死亡を宣告されたりするものでもない。臓器提供の対象でもない。脳死を人の死として認めない人たちの意思が無視されるわけではない。

法的脳死は、臨床的脳死診断がなされた後で、二回の法的脳死判定検査を行ってなされる厳密なものである。臓器移植を前提にした場合にのみ家族の同意を得て行われてきたものであり、したがって、臓器移植の対象とならない十五歳未満の患者に対しては、法的脳死判定が行われたことはないはずである。

すなわち、十五歳未満の脳死患者に関するこれまでの議論は、脳死状態あるいは臨床的に脳死と判断された患者についてであり、法的判定によつて脳死とされたものではない。

小児の脳死判定に慎重さが必要なことに異論はないが、法的脳死判定が行われたことはないという事実が、議論を進める上で極めて重要である。

理解が混乱する原因は、臨床的脳死という言葉が、あくまでも臓器移植ガイドラインの中で法的脳死判定を行うために出てきた言葉であるということにもある。臨床的脳死診断には無呼吸テストが不要であるが、法的脳死判定には無呼吸テストが必要であり、かつ、二回判定テストをする必要がある。臨床的脳死は、臨床現場において医師が神経学的所見などから脳死と判断する基準と変わらない。

官報 号外

平成二十一年七月十日

○第百七十一回 参議院會議録第三十七号

平成二十一年七月十日(金曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第三十七号

平成二十一年七月十日

午前十時開議

第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 クラスター等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第四まで
一、厚生労働委員会において審査中の機器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び

平成二十一年七月十日 参議院會議録第三十七号

子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案について、速やかに厚生労働委員長の間報告を求めること
の動議(小川勝也君外二名提出)

一、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案の中間報告

一、中間報告があつた臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案は、議院の会議において直ちに審議することの動議(小川勝也君外二名提出)
一、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
一、子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案(千葉景子君外八名発議)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)
以上兩件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長松本龍男君也。

〔報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔松本龍男君登壇、拍手〕

○松本龍男君 ただいま議題となりました条約二件につきまして、外交防衛委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

ブルネイとの租税協定及びカザフスタンとの租税協定は、いずれも我が国と両国との間で課税権を調整するものであり、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止について定めるとともに、配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等について定めるものであります。

委員会におきましては、兩件を一括して議題とし、我が国との経済交流の現状と租税条約締結の経済効果、カザフスタンとの間における使用料の

源泉地国課税軽減の是非、対カザフスタン経済支援の体制強化等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共產党の井上委員より、兩件に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、条約二件はいずれも多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより兩件を一括して採決いたします。

兩件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十二
賛成 二百十五
反対 七

よつて、兩件は承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

平成二十一年七月十日 参議院会議録第三十七号

クラスタール等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案外一件 議事日程追加の件 厚生労働委員会において審査中の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植等に関する法律の一部を改正する法律案並びに子どもに係る脳死及び臓器の移植等に関する法律の一部を改正する法律案の中間報告を求めたこと、その動議、議事の経過等に関する法律案の中間報告

○議長(江田五月君) 日程第三、クラスタール等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案

日程第四 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員

長櫻井充君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔櫻井充君登壇、拍手〕

○櫻井充君 たいま議題となりました両法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、クラスタール等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案は、一般市民が不発弾などにより甚大な被害を受けてきたクラスタール弾を規制するため、平成二十年五月に採択されたクラスタール弾に関する条約の適確な実施を担保するため、クラスタール等の製造の禁止及び所持の規制等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、我が国が非締約国の条約への参加を積極的に関与する必要性、クラスタール弾の所持の状況及び廃棄過程を公開する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

しました。

次に、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案は、日本国とスイス連邦との間の自由貿易及び経済上の連携に関する協定の適確な実施を確保するため、経済産業大臣の認定を受けた輸出者が自ら原産地証明書を作成することのできる制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、貿易自由化の度合いが高い経済連携協定の締結を二国間、多国間で推進していくための今後の方針、特定原産地証明書の円滑な発給に向けての支援策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十二

賛成 二百二十二

反対 〇

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 小川勝也君外二名から、賛成者を得て、

厚生労働委員会において審査中の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案について、速やかに厚生労働委員長の中間報告を求めることの動議が提出されました。この際、日程に追加して、本動議を議題とすることに御同意いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(江田五月君) 過半数と認めます。

よって、本動議を議題といたします。

○議長(江田五月君) これより本動議の採決を行います。

本動議の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十

賛成 二百七

反対 十三

よって、本動議は可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) これより、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案について、厚生労働委員長の中間報告を求めます。厚生労働委員長辻泰弘君。

〔辻泰弘君登壇、拍手〕

○辻泰弘君 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案に関し、厚生労働委員長として、委員会における現在までの審査状況につきまして、中間報告を申し上げます。

現行の臓器の移植に関する法律は、内閣総理大臣の諮問機関として総理府に設置されたいわゆる脳死臨調の平成四年一月の答申を踏まえ、平成八